

## ケアタウン推進に関する包括連携協定書（写）

（小田原市・株式会社中村屋・社会福祉法人小田原福祉会・MIKAWAYA21 株式会社）

小田原市（以下「甲」という。）、株式会社中村屋（以下「乙」という。）、社会福祉法人小田原福祉会（以下「丙」という。）及びMIKAWAYA21株式会社（以下「丁」という。）は、小田原市が掲げる「ケアタウン構想」のもと、いのちを守り育てる「地域自給圏」の創造に向けた取組を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が、相互に連携しながら、互いの特性や資源を有効活用した協働による活動を通じて、「ケアタウン構想」の補強と再整備を進めることにより、人と人がつながり、支え合う地域社会の更なる充実を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に連携し、協力する。

- (1) 高齢者支援に関すること
- (2) 障がい者支援に関すること
- (3) 子育て支援に関すること
- (4) その他、目的達成のために必要な事項に関すること。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項各号に掲げる事項に効果的に取り組むため、隨時、協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担、その他の条件については、甲、乙、丙及び丁合意の上、別途取り決めるものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間及び更新）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙、丙又は丁のいずれかが書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定の有効期間は延長され、以降についても同様とする。

2 本協定を解約しようとするとき、継続中の取組がある場合には、甲、乙、丙及び丁は、当該取組の継続又は終了について誠実に協議する。

(秘密保持)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁は、協議の上、円満に解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年11月19日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地  
小田原市長

乙 神奈川県小田原市栄町一丁目5番地22号  
株式会社中村屋  
代表取締役

丙 神奈川県小田原市穴部377番地  
社会福祉法人小田原福祉会  
理事長

丁 東京都荒川区西尾久三丁目20番地4号  
MIKAWAYA 21株式会社  
代表取締役